

消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議の開催について

〔平成 28 年 月 日〕
〔関係府省庁申合せ案〕

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 171 条第 1 項に基づき、消費税の軽減税率制度の導入に当たって、混乱が生じないよう万全の準備を進めるため、消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

| | |
|-------|---|
| 議 長 | 内閣官房副長官補（内政担当） |
| 副 議 長 | 財務省主税局長 中小企業庁長官 |
| 構 成 員 | 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府大臣官房総括審議官 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長 警察庁長官官房総括審議官 金融庁総括審議官 消費者庁次長 復興庁統括官付審議官 総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当） 総務省自治税務局長 法務省大臣官房審議官（総括担当） 外務省経済局長 国税庁次長 文部科学省大臣官房総括審議官 厚生労働省政策統括官（社会保障担当） 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 農林水産省経営局長 農林水産省食料産業局長 経済産業省経済産業政策局長 経済産業省商務流通保安グループ商務流通保安審議官 国土交通省政策統括官 環境省総合環境政策局長 防衛省大臣官房長 |

- 3 会議の庶務は、内閣府の助け及び総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

1. 軽減税率制度等の事業者・消費者に対する広報・周知

【通達・Q & A】

- 通達及びQ & A を公表(国税庁)

【ホームページ掲載】

- 政府広報オンラインに軽減税率制度導入の特集ページ(軽減税率HP)を開設
- 国税庁等のホームページにおいても、特設コーナーを設け周知

【事業者向け冊子】

- リーフレット(各事業者へ送付予定(国税庁))
- パンフレット(簡易版・詳細版)(経産省(中企庁))
- 軽減税率制度の手引き(仮称)(国税庁、経産省(中企庁))

【ポスター】

- 一般向け制度周知ポスター、業種の特性に応じたポスターの作成

【その他の広告】

- メディアを活用した広報を展開

【周知活動等】

- 事業者等に対する説明会の開催
- 都道府県ごとの軽減税率制度導入協議会(仮称)を通じた周知
- 事業者団体が主催する説明会への講師派遣の実施

2. 事業者支援策の周知・実施

【補助事業(経産省(中企庁))】

- 複数税率対応レジの導入等支援
- 受発注システムの改修等支援

【周知・サポート体制の整備(経産省(中企庁))】

- 全ての関係所管団体に、制度概要・法令等を広く周知
- パンフレット(簡易版・詳細版)(経産省(中企庁))
- 全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
- 商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援
- 流通業界における受発注システムの改修の課題・方向性を整理し対応を加速化する場を設置
- 受発注システムやパッケージソフトを提供するベンダー(売手)から事業者へ周知する体制の整備

2. 事業者支援策の周知・実施（つづき）

【協議会体制の整備】

- 都道府県ごとに、商工会等の事業者団体、各業界団体、税務関係団体、地方公共団体等が参画した軽減税率制度導入協議会（仮称）を組織

3. 軽減税率制度及び事業者支援策に関する相談対応

【国税庁】

- 既存の電話相談センターに軽減税率専用ガイダンスを開設
- 軽減税率電話相談センター（コールセンター）を設置
 - ・軽減税率制度（対象品目、税額計算方法など）に関する問合せの受付
- 全国の税務署の専用相談窓口（改正消費税相談コーナー）で個別相談に対応

【経産省（中企庁）】

- 軽減税率対策補助金事務局コールセンターを設置
 - ・レジ導入・システム改修等の支援に関する問合せの受付
- 商工会・商工会議所等の中小企業団体等と連携したサポート体制の整備
 - ・全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
 - ・商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援

【内閣府】

- 消費税価格転嫁等総合相談センターにおいても、消費税の転嫁等に関する相談や、軽減税率制度等に関する一般的な相談を受付

※事業者の準備状況等について検証しつつ、上記施策を推進する。

平成 28 年 4 月
国 税 庁

軽減税率制度の円滑な導入に向けた取組

1 対応方針

軽減税率制度の導入は、多くの事業者の業務実務や経営に影響を与えるものであることを踏まえ、執行官庁として、着実な制度周知・広報を行うとともに、区分経理や税額計算に関し丁寧な相談対応や記帳・申告指導を行うなど、本制度の円滑な実施を主眼とした対応を行う。

2 具体的な対応策

事業者が、日々の経理処理や納税事務（税額計算）を適切に行うことができるよう、きめ細やかな施策を展開

- 法令解釈通達及びQ & Aの早期公表
 - ・ 法令解釈通達の公表
 - ・ 質疑応答事例集（Q & A）の公表（随時内容更新）
- 制度周知・広報
 - ・ 国税庁HPに特設コーナーを開設（平 28. 4. 1～）
 - ・ SNS、メールマガジン等による情報提供
 - ・ リーフレットの公表、局署窓口等への備付け、事業者への送付
 - ・ 対象品目の線引きや税額計算の仕方を具体的に示した「手引き」の公表、配布（説明会の教材としても活用）
- 事業者向け記帳・申告指導
 - ・ 個人事業者向け説明会（各都道府県及び市区町村で開催）
 - ・ 既存の説明会（決算期別説明会、年末調整説明会等）の活用
 - ・ 関係省庁、業界団体等に対する説明会開催の要請及び講師派遣
- 個別照会等への対応
 - ・ 既存の電話相談センターに専用ガイダンスを開設（平 28. 4. 1～）
 - ・ 軽減税率電話相談センター（コールセンター）を設置
 - ・ 税務署の専用相談窓口（改正消費税相談コーナー）で個別照会等に対応

3 体制整備

上記2の各施策を的確に実施する観点から、国税庁に、消費税軽減税率制度対応室を設け、関係省庁及び関係団体等と緊密な連携を図りつつ、国税庁・国税局・税務署一体となって対応。

軽減税率対策補助金（中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金）

資料3

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

| | レジ導入等の支援（A型） | 受発注システムの改修等の支援（B型） |
|----------|--|--|
| 概要 | 複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。（レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。） | 電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。 |
| 補助率 | 原則 2/3 ・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合 3/4 ・タブレット等の汎用端末は1/2（周辺機器とのセット購入のみ補助対象） | 2/3 |
| 補助額上限 | レジ1台あたり20万円。新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円が加算。複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限。 | 小売事業者等の発注システムの場合 1000万円 卸売事業者等の受注システムの場合 150万円 発注システム・受注システム両方の場合 1000万円 |
| 補助対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・レジ本体 ・レジ付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドロア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンター・ルーター・サーバ） ・機器設置に要する経費（運搬費含む） ・商品マスタの設定費 <p>（リースの場合も対象です） （具体的な対象機種等は、ホームページで公表します）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 ・現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替 ・電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能の改修・入替（受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じたものを支援します。） <p>（リースの場合も対象です）</p> |
| 申請支援等 | 申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請」等の利用が可能です。また、基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、事務局が指定したシステムベンダーなどが「代理申請」を行います。 ・ただし、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスを自ら導入する場合は、申請者自身での申請となります。 |
| 申請のタイミング | 機器導入・改修後（申請は随時受付） | 指定事業者による改修：システム改修・入替前（申請は随時受付） 自己導入：システム改修・入替後（申請は随時受付） |

（参考）このほかに、レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。

■詳細は、ホームページをご確認ください。随時更新されます。
⇒軽減税率対策補助金事務局ホームページ（www.kzt-hojo.jp）

■お電話でも問合せを受け付けております。
⇒軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：平日9時～17時／通話料有料）
TEL:0570(081)222（IP電話等からの番号03(6627)1317）

■お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金とは

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

複数税率対応として、2つの申請タイプがあります。

A型

複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。
※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

B型

受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

申請はいつでも受付、できるだけわかりやすく。申請サポートもあります。

- 基本的には、申請書（数枚）と、証拠書類（内訳の分かる支払いの証拠書類（領収書や請求書）、製品の証明書など）で申請できます。申請は随時受付を行います。
※複数台をまとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成いただく必要があります。
- A型及びB-2型は事後申請、B-1型は事前申請になります。
- 申請書の作成サポートも充実しています。
 - ・ A型は一部販売店等による代理申請等が利用可能です。
 - ・ B型はシステムベンダー等による代理申請を原則としています。（※自らパッケージ製品およびサービスを購入し導入した場合には、その限りではありません。）

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(平成28年3月29日)から平成29年3月31日までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。

- 申請受付期限
A型及びB-2型：平成29年5月31日までに申請（事後申請）
B-1型：平成29年3月31日までに事業が完了するように申請（事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。）

参考

この他に、レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。（最優遇金利です）
詳細は、お近くの公庫の支店までお問い合わせ下さい。

A型 複数税率対応レジの導入等支援

A型は、レジの種類や複数税率への対応方法（導入／改修）により合計4種類の申請方式に分かれます。

A-1型

レジ・導入型

複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

A-2型

レジ・改修型

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

A-3型

モバイルPOSレジシステム

複数税率に対応したレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンの汎用端末と付属機器を組み合わせ、レジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。

A-4型

POSレジシステム

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入も補助対象となります。

いずれも、補助額は、レジ1台あたり20万円が上限です。

- 基本的には、補助率は2/3ですが、1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が3万円未満の機器については補助率3/4、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2と、補助率が異なります。
- レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドローア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ）も合わせて補助対象となります。
- それぞれの型において、補助額は1台あたり20万円が上限となります。また、新たに行う商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円を上限に支援します。

複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限とします。

- 複数台数申請等については、指定の申請書類を追加していただきます。

申請サポート制度が充実しています。

- メーカーや販売店・ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能です。
※代理申請にご協力いただけるメーカーや販売店、ベンダーなどについては、追ってホームページで公表します。

B型 受発注システムの改修等支援

B型は、指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身で行うかで2種類の申請方式に分かれます。

B-1型

受発注システム・指定事業者改修型

システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

B-2型

受発注システム・自己導入型

中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる入替も補助対象となります。

原則、既にEDI/EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象です。

- 取引先間でEDI/EOS等の電子的な受発注システムを利用している事業者（※1）の電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能（※2）のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替を補助対象とします。
- 電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替を補助対象とします。

※1 電子的受発注システムは利用していないが、取引先の要請等により、新規にシステムを導入する場合は補助対象とします。

※2 受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象とします。

B-1型は、指定事業者による代理申請を原則とします。

- 専門知識を必要とするシステムの「改修・入替」のため、「指定事業者による代理申請制度」を導入します。申請者に代わって、システムベンダー等の指定事業者が申請します。
- 申請は2段階。改修・入替に着手する前の「交付申請」と、改修・入替が完了した後の「完了報告」が必要です。いずれも指定事業者が代理申請を行います。

※交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。

B-2型は、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。

- 申請はB-1型とは異なり、改修・入替後に行うこととなります。

補助上限額は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。

- （小売事業者等の）発注システムの場合の補助上限額は1000万円、（卸売事業者等の）受注システムの場合の補助上限額は150万円で、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1000万円となります。
- 補助率は、改修・入替に係る費用の2/3です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じるものとします。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：9時～17時（土・日・祝除く）／通話料有料）

0570 (081) 222 (IP電話等からの番号 03 (6627) 1317)

レジメーカー・レジ販売店・システムベンダー等のみなさま
本補助金事業実施にあたり、以下について、ご協力をお願いいたします。

A-1型

レジ・導入型

- ・ レジメーカー様による事務局への指定メーカー登録申請、および対象製品型番登録申請
- ・ 指定レジメーカー様による「対象製品証明書」の発行

A-2型

レジ・改修型

- ・ レジメーカー様および販売店様等による「改修証明書」の発行

A-3型

モバイルPOSレジシステム

- ・ サービスベンダー様による事務局への指定ベンダー登録申請、および対象サービス・対象製品（対象パッケージ）型番登録申請
- ・ 指定ベンダー様による「対象サービス・対象製品（対象パッケージ）証明書」の発行

A-4型

POSレジシステム

- ・ POSレジメーカー様、ベンダー様による事務局への指定メーカー・ベンダー登録申請、および対象製品型番登録申請
- ・ 指定POSレジメーカー様、ベンダー様による「対象製品証明書」の発行

B-1型

受発注システム・指定事業者改修型

- ・ システムベンダー様による事務局への指定システムベンダー登録申請、および改修・入替工数、改修・入替作業単価等の登録申請

B-2型

受発注システム・自己導入型

- ・ パッケージメーカー様による対象パッケージ製品・サービス型番登録申請

補助事業実施にあたり、ご協力をお願いします。

- 指定（メーカー・ベンダー）登録申請、型番登録申請
 - ・ 事務局に型番登録がされた製品が、補助対象となります。
 - ・ 型番登録申請と同様式で（メーカー様・ベンダー様の）指定登録申請も行っていただきます。
- 対象製品証明書、対象サービス証明書：申請者が補助金交付を受けるために必要です。

登録方法等については以下URLをご確認ください。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：9時～17時（土・日・祝除く）／通話料有料）

0570 (053) 555 （IP電話等からの番号 03 (6627) 1316）

所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第十五号）附則（抄）

（消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置）

第七十一条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2
（略）